

議第 2 号 都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に基づ
く別表第 2 関係）の廃止について（日高市決定）

都市計画法第 34 条第 12 号指定区域（市条例施行規則第 4 条の規定に基づく別表第 2 関係）の廃止について

1 概 要

令和 3 年度に物流倉庫の開発計画により、都市計画法第 34 条第 12 号指定区域に係る指定手続を行った区域について、進出意向を示していた企業の撤退による都市計画法第 38 条の開発行為の廃止の届出に伴い、市指定運用方針の規定により当該区域の廃止手続を行うものです。

2 対象区域等

(1) 区域 大字下高萩新田字堀添 5 番 1、5 番 3、6 番 1 及び 6 番 3

(※別添資料 1 参照)

(2) 面積 約 1.1h a

(3) 土地利用構想 産業系新市街地地域

(4) 予定建築物等の用途 物流倉庫

(5) 廃止理由 建築資材等の高騰による事業費全体の圧迫に加えて、荷物等を保管する入居予定企業の事業計画変更に伴い、不採算事業となったためです。

3 経緯及び廃止までのスケジュール等

【令和 3 年度】

1 1 月 第 61 回日高市都市計画審議会への諮問(12 号区域の指定に伴うもの)

1 2 月 12 号指定区域の指定告示 (12 月 6 日付)

【令和 4 年度】

5 月 法第 29 条による開発許可 (5 月 30 日)

8 月 「開発行為に関する工事の許可申請の取下届」の受理 (8 月 26 日)

9 月 事業計画者との 12 号指定区域廃止に伴う状況確認

1 1 月 第 63 回日高市都市計画審議会への諮問(12 号区域の廃止に伴うもの)

1 2 月 12 号指定区域廃止告示

